

■日本政策金融公庫による融資制度

地域経済牽引事業の承認を受けた事業者（中小企業・小規模企業）が、地域経済牽引事業のために必要となる設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫から長期かつ固定金利で融資を受けることが可能となります。（※融資を受けるためには、別途審査が必要です。詳しくは、問合せ先に確認してください。）

＜地域活性化・雇用促進資金（地域経済牽引事業計画関連）の概要

貸付対象	承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う中小企業・小規模企業	
資金使途	設備資金及び運転資金	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	(1)国民生活事業	7,200万円（うち運転資金4,800万円以内）
	(2)中小企業事業	7.2億円（うち運転資金2.5億円以内）
貸付利率	(1)国民生活事業	<p>基準利率※1 ただし、以下の特別利率要件のいずれかを満たす場合は、基準利率から▲0.90%、いずれも満たさない場合には▲0.40%</p> <p>※1 2.06%（担保を不要とする融資を希望される方であって、貸付期間5年以内の場合：令和2年10月1日時点）</p>
	(2)中小企業事業	<p>基準利率※2 ただし、以下の特別利率要件のいずれかを満たす場合は、2億7千万円を限度として基準利率から▲0.81%、いずれも満たさない場合には2億7千万円を限度として▲0.40%</p> <p>※2 1.11%〔貸付期間5年以内（適用利率は信用リスク等に応じて所定の利率が適用）：令和2年10月1日時点〕</p>
<p>○特別利率要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓新規開業して7年以内 又は 困難な経営状況にある場合 又は 公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合 ✓複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律承認基準を満たし、かつ上記3条件のいずれかを満たす事業者 		

【問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル、Tel0120-154-505